

防衛装備庁訓令第1号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）の施行に伴い、並びに防衛省設置法（昭和29年法律第164号）及び防衛省組織令（昭和29年政令第178号）を実施するため、防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令

改正 平成28年4月1日庁訓第3号

改正 平成29年3月24日庁訓第2号

改正 平成29年3月30日庁訓第7号

改正 平成29年7月25日庁訓第14号

改正 平成30年3月30日庁訓第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 長官官房（第2条—第11条）

第3章 装備政策部（第12条—第14条）

第4章 プロジェクト管理部（第15条—第24条）

第5章 技術戦略部（第25条—第27条）

第6章 調達管理部（第28条—第30条）

第7章 調達事業部（第31条—第38条）

第8章 室長等（第39条—第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛装備庁の調達事業部に置かれる職（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第179条に規定する職を除く。）の職制及び装備開発官、事業監理官及び装備技術官の分担する職務並びに長官官房及び各部に置かれる各課（以下「各課」という。）の内部組織並びに総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官、艦船設計官、装備制度管理官、事業計画官、統合装備計画官、事業監理官、装備技術官、技術計画官、技術振興官、原価管理官、企業調査官、需品調達官、武器調達官、電子音響調達

官、艦船調達官、通信電気調達官、航空機調達官及び
輸入調達官（以下「総務官等」という。）の監督の下
に置かれる職の職制を定めるものとする。

第 2 章 長官官房

（総務官）

第 2 条 総務官の下に、次の 4 室、総務班及び次の 2 係
並びに総務管理官 1 人及び国会専門官 1 人を置く。

法務室

企画室

渉外調整室

情報システム管理室

秘書係

国会係

2 法務室は、防衛省組織令第 1 8 1 条第 3 号に掲げる
事務のうち法令案に関するもの及び同条第 1 5 号に掲
げる事務をつかさどる。

3 法務室に、室長補佐 1 人、法務補佐官 1 人、法規専
門官 1 人及び訟務専門官 1 人を置く。

- 4 企画室は、防衛省組織令第181条第7号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 企画室に、次の2班を置く。
企画班
機構・定員班
- 6 企画室企画班に、企画専門官1人を置く。
- 7 企画室機構・定員班に、機構・定員専門官1人を置く。
- 8 渉外調整室は、防衛省組織令第181条第5号、第6号、第12号及び13号に掲げる事務をつかさどる。
- 9 渉外調整室に、広報・渉外係並びに室長補佐1人、開示調整専門官1人、企画制度専門官1人及び広報・渉外専門官1人を置く。
- 10 情報システム管理室は、防衛省組織令第181条第10号に掲げる事務をつかさどる。
- 11 情報システム管理室に、次の3班及び研究開発システム係並びに情報システム企画官1人、研究開発システム調整官1人及び研究開発システム専門官1人を

置く。

総括班

情報システム班

情報保証・システム監査班

1 2 情報システム管理室総括班に、次の2係を置く。

業務管理係

システム総括係

1 3 情報システム管理室情報システム班に、次の2係並びに情報システム整備計画専門官1人を置く。

調達システム係

情報技術管理係

1 4 情報システム管理室情報保証・システム監査班に、次の2係を置く。

情報保証係

システム監査係

1 5 総務班に、次の2係を置く。

総務係

文書係

1 6 総務管理官は、総務官の命を受け、防衛省組織令第181条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第16号に掲げる事務を総括する。

(人事官)

第3条 人事官の下に、人材育成センター及び次の4係並びに人事企画官1人、服務指導官1人、人事管理補佐官1人、人事計画専門官1人、給与専門官1人、服務専門官1人、補任専門官1人、厚生専門官1人、人事専門官2人及びワークライフバランス推進企画・人事制度専門官1人を置く。

人事第1係

人事第2係

給与係

服務係

2 人材育成センターは、防衛省組織令第182条第7号に掲げる事務をつかさどる。

3 人材育成センターに、次の3班並びに人材育成研究

専門官 2 人を置く。

総務班

研修第 1 班

研修第 2 班

- 4 人材育成センター総務班に、総務係を置く。
- 5 人材育成センター研修第 1 班に、研修第 1 係並びに法令遵守教育研修専門官 1 人及び研修専門官 1 人を置く。
- 6 人材育成センター研修第 2 班に、研修第 2 係及び研修専門官 1 人を置く。
- 7 人事企画官は、人事官の命を受け、防衛省組織令第 182 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第 1 号に掲げる事務に関する調整に関する事務を総括する。
- 8 服務指導官は、防衛省組織令第 182 条第 1 号に掲げる事務のうち、服務及び規律に関する事務に従事する。

(会計官)

第4条 会計官の下に、次の2室、2班及び3係並びに
会計管理官1人を置く。

経理室

施設管理環境保全室

予算・決算班

支払班

総括係

車両係

用度係

2 経理室は、防衛省組織令第183条第1号に掲げる
事務のうち支出負担行為に関するものを所掌する。

3 経理室に、次の2係並びに経理補佐官1人、調達管
理専門官1人及び経理管理専門官1人を置く。

契約係

原価計算係

4 施設管理環境保全室は、防衛省組織令第183条第
5号に掲げる事務をつかさどる。

5 施設管理環境保全室に、室長補佐1人、施設専門官

- 1 人、管財専門官 1 人及び環境保全専門官 1 人を置く。
- 6 予算・決算班に、次の 2 係及び予算専門官 1 人を置く。
- 7 支払班に、次の 5 係を置く。

支払係

確認調定第 1 係

確認調定第 2 係

支出係

歳入係

- 8 会計管理官は、会計官の命を受け、防衛省組織令第 183 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を総括する。

(監察監査・評価官)

- 第 5 条 監察監査・評価官の下に、次の 2 室及び行政評価班を置く。

監察監査室

認証室

- 2 監察監査室は、防衛省組織令第184条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 監察監査室に、監察監査管理官1人、上席監察監査官1人、上席監察監査補佐官4人及び監察監査官6人を置く。
- 4 監察監査管理官は、室長の命を受け、室の所掌事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、室務を総括する。
- 5 上席監察監査官は、室長の命を受け、室の所掌事務のうち重要な専門的事項にの企画及び立案に参画する。
- 6 認証室は、防衛省組織令第184条第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 7 認証室に、次の3係並びに認証審査専門官2人及び認証調整専門官1人を置く。

認証第1係

認証第2係

認証第3係

- 8 行政評価班に、行政評価係及び行政評価専門官1人

を置く。

(装 備 開 発 官)

第 6 条 装 備 開 発 官 4 人 は、 次 の 各 号 に 掲 げ る 事 務 の い
ず れ か を 分 掌 す る。

- (1) 防 衛 省 組 織 令 第 1 8 5 条 に 規 定 す る 事 務 の う ち、
誘 導 武 器 及 び こ れ に 付 随 す る 器 材 そ の 他 の 装 備 品 等
(次 号、 第 3 号 及 び 第 4 号 に 掲 げ る も の を 除 く。)
に 係 る も の に 関 す る こ と。
- (2) 防 衛 省 組 織 令 第 1 8 5 条 に 規 定 す る 事 務 の う ち、
火 器、 弾 薬、 車 両、 施 設 器 材、 理 化 学 器 材、 需 品、
衛 生 資 材、 通 信 器 材、 情 報 処 理 器 材、 電 気 器 材、 電
波 器 材 及 び 光 波 器 材 そ の 他 の 電 子 器 材 (次 号 及 び 第
4 号 に 掲 げ る も の を 除 く。) に 係 る も の に 関 す る こ
と。
- (3) 防 衛 省 組 織 令 第 1 8 5 条 に 規 定 す る 事 務 の う ち、
船 舶 に 付 随 す る 器 材 に 係 る も の に 関 す る こ と。
- (4) 防 衛 省 組 織 令 第 1 8 5 条 に 規 定 す る 事 務 の う ち、
航 空 機 及 び こ れ に 付 随 す る 器 材 に 係 る も の に 関 す る

こと。

- 2 防衛装備庁長官は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、装備開発官に対し、他の装備開発官の分掌する事務の一部をつかさどることを命ずることができる。

第7条 前条第1項第1号に掲げる事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の7室及びコスト調査・分析官1人を置く。

総括室

第1開発室

第2開発室

第3開発室

第4開発室

第5開発室

海上配備型誘導武器システム開発室

- 2 総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。

- (2) 装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。
- 3 総括室に、開発管理専門官1人を置く。
- 4 第1開発室は、地对空誘導武器及びこれに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
- 5 第1開発室に、主任研究官1人を置く。
- 6 第2開発室は、空対空誘導武器及びこれに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
- 7 第2開発室に、主任研究官1人を置く。
- 8 第3開発室は、地对地誘導武器及び地对艦誘導武器並びにこれらに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
- 9 第3開発室に、副室長1人及び主任研究官2人を置く。
- 10 第4開発室は、空対地誘導武器及び空対艦誘導武器並びにこれらに付随する器材の考案及び試作に関する

る事務をつかさどる。

1 1 第4開発室に、主任研究官1人を置く。

1 2 第5開発室は、特殊誘導武器及び艦載型誘導武器（弾道ミサイル防衛用誘導弾を除く。）並びにこれらに付随する器材並びに装備開発官の所掌に属する装備品等のうち他の室の所掌に属しないものの考案及び試作に関する事務をつかさどる。

1 3 第5開発室に、主任研究官2人を置く。

1 4 海上配備型誘導武器システム開発室は、弾道ミサイル防衛用誘導弾及びこれに付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

1 5 海上配備型誘導武器システム開発室に、副室長2人及び主任研究官3人を置く。

第8条 第6条第1項第2号に規定する事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の7室及びコスト調査・分析官1人を置く。

総括室

第 1 開発室

第 2 開発室

第 3 開発室

第 4 開発室

第 5 開発室

第 6 開発室

2 総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。
- (2) 装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

3 総括室に、開発管理専門官 1 人を置く。

4 第 1 開発室は、火器及び弾薬の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

5 第 1 開発室に、主任研究官 2 人を置く。

6 第 2 開発室は、施設器材及び装備開発官の所掌に属する装備品等のうち他の室の所掌に属しないものの考

案及び試作に関する事務をつかさどる。

7 第2開発室に、主任研究官1人を置く。

8 第3開発室は、車両の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

9 第3開発室に、主任研究官2人を置く。

10 第4開発室は、通信器材、情報処理器材及び電気器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

11 第4開発室に、主任研究官2人を置く。

12 第5開発室は、理化学器材、需品及び衛生資材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

13 第6開発室は、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（他の室の所掌に属するものを除く。）の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

14 第6開発室に、主任研究官1人を置く。

第9条 第6条第1項第3号に規定する事務を分掌する
装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の7室及びコスト調査・分析官
1人を置く。

総括室

第 1 開発室

第 2 開発室

第 3 開発室

第 4 開発室

第 5 開発室

第 6 開発室

2 総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。
- (2) 装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

3 総括室に、開発管理専門官 1 人及び主任 1 人を置く。

4 第 1 開発室は、船体、船舶用機関及び付随する器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

5 第 1 開発室に、主任研究官 2 人を置く。

6 第 2 開発室は、船舶用の火器及び弾薬、航海機器並

びに船舶用指揮統制システム器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

7 第2開発室に、主任研究官2人を置く。

8 第3開発室は、水中武器（第6開発室の所掌に属するものを除く。）に係る考案及び試作に関する事務をつかさどる。

9 第3開発室に、主任研究官1人を置く。

10 第4開発室は、通信器材、情報処理器材、電気器材、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（他の室の所掌に属するものを除く。）の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

11 第4開発室に、主任研究官1人を置く。

12 第5開発室は、音響器材及び磁気器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

13 第5開発室に、主任研究官1人を置く。

14 第6開発室は、機雷、爆雷及び掃海器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

15 第6開発室に、主任研究官2人を置く。

第10条 第6条第1項第4号に規定する事務を分掌する装備開発官（以下この条において単に「装備開発官」という。）の下に、次の8室並びにコスト調査・分析官1人を置く。

総括室

第1開発室

第2開発室

第3開発室

第4開発室

第5開発室

第6開発室

次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発室

2 総括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装備開発官の庶務及び事務の総括に関すること。
- (2) 装備開発官の所掌事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、装備開発官の所掌事務で他の室の所掌に属しない事項に関すること。

- 3 総括室に、開発管理専門官 1 人を置く。
- 4 第 1 開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
 - (1) 固定翼航空機（対潜用航空機、小型航空機、次期輸送機及び原動機を除く。）及びそのぎ装
 - (2) 回転翼航空機（対潜用航空機及び原動機を除く。）及びそのぎ装
 - (3) 特殊機及びそのぎ装
 - (4) 前各号に関連する特殊器材
- 5 第 2 開発室は、対潜用航空機（原動機を除く。）及びそのぎ装並びにこれに関連する特殊器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
- 6 第 2 開発室に、主任研究官 2 人を置く。
- 7 第 3 開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
 - (1) 固定翼小型航空機（対潜用航空機を除く。）及びそのぎ装
 - (2) 航空機用原動機（次期輸送機用原動機を除く。）、

プロペラ及びこれらの関連器材

(3) 前各号に関連する特殊器材

8 第3開発室に、主任研究官4人を置く。

9 第4開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

(1) 航空機用及び航空機に付随する通信器材、電気器材、情報処理器材、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（他の室の所掌に属するものを除く。）

(2) 航空機用照準器及び火器管制装置

(3) 前各号に関連する特殊器材

10 第4開発室に、主任研究官2人を置く。

11 第5開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作に関する事務をつかさどる。

(1) 航空機用及び航空機に付随する磁気器材及び音響器材

(2) 航空機用火器、弾薬及び水中武器

(3) 航空機用地上支援器材及びこれに付随する器材

(4) 航空機用訓練器材

- 1 2 第 5 開発室に、主任研究官 1 人を置く。
- 1 3 第 6 開発室は、航空機用及び航空機に付随する電波妨害器材及び電波欺まん器材等の電波器材、光波器材及びその他の電子器材（次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発室の所掌に属するものを除く。）並びにこれらに関連する特殊器材の考案及び試作に関する事務をつかさどる。
- 1 4 次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発室は、次に掲げる装備品等の考案及び試作並びに次期輸送機と次期固定翼哨戒機との共通化に関する事務をつかさどる。
 - (1) 次期輸送機及びそのぎ装
 - (2) 次期輸送機用原動機及びその関連器材
 - (3) 次期輸送機用及び次期輸送機に付随する通信器材、電気器材、情報処理器材、電波器材、光波器材及びその他の電子器材（電波妨害器材及び電波欺まん器材等を含む。）
 - (4) 前各号に関連する特殊器材
- 1 5 次期固定翼哨戒機・次期輸送機開発室に、副室長

1 人及び主任研究官 1 人を置く。

(艦船設計官)

第 1 1 条 艦船設計官の下に、次の 9 室並びに首席主任設計官 1 人、主任設計官 3 人、予量専門官 2 人及び設計調整専門官 4 人を置く。

設計管理室

第 1 設計室

第 2 設計室

第 3 設計室

第 4 設計室

第 5 設計室

第 6 設計室

第 7 設計室

第 8 設計室

2 設計管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 船舶の設計の基準の作成に関すること。
- (2) 船舶の設計における電子計算機の利用に関すること。

- (3) 船舶の設計における技術資料の管理に関すること。
 - (4) 艦船設計官の庶務及び事務の総括に関すること。
 - (5) 各室のつかさどる事務に関する業務計画の作成及び実施に係る総合調整に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、他の室の所掌に属しない事項に関すること。
- 3 設計管理室に、主任研究官 2 人及び設計管理専門官 1 人を置く。
 - 4 第 1 設計室は、船舶に対する船体の性能の設計に関する事務をつかさどる。
 - 5 第 1 設計室に、主任研究官 2 人を置く。
 - 6 第 2 設計室は、船舶に対する船体の構造の設計に関する事務をつかさどる。
 - 7 第 2 設計室に、主任研究官 2 人を置く。
 - 8 第 3 設計室は、船舶に対する船体のぎ装の設計に関する事務をつかさどる。
 - 9 第 3 設計室に、主任研究官 3 人を置く。
 - 10 第 4 設計室は、船舶に対する船舶用機関のぎ装の

設計に関する事務をつかさどる。

1 1 第4設計室に、主任研究官3人を置く。

1 2 第5設計室は、船舶に対する電気器材のぎ装の設計に関する事務をつかさどる。

1 3 第5設計室に、主任研究官1人を置く。

1 4 第6設計室は、船舶に対する火器、誘導武器及び航海機器についてのぎ装の設計に関する事務をつかさどる。

1 5 第6設計室に、主任研究官2人を置く。

1 6 第7設計室は、船舶に対する水中武器、掃海器材、音響器材、磁気器材及び高圧空気系統器材のぎ装の設計に関する事務をつかさどる。

1 7 第7設計室に、主任研究官1人を置く。

1 8 第8設計室は、船舶に対する電波器材、光波器材及びその他の電子器材（他の室の所掌に属するものを除く。）のぎ装の設計に関する事務をつかさどる。

1 9 首席主任設計官及び主任設計官は、命を受け、次の各号に掲げる船舶の設計に関する事務のいずれかを

分掌する。

- (1) 護衛艦
- (2) 輸送艦及び練習艦等
- (3) 掃海艇及び支援船等
- (4) 潜水艦等

20 首席主任設計官は、前項の各号のいずれかの事務を分掌するほか、船舶の設計に関する事務を総括する。

第3章 装備政策部

(装備政策課)

第12条 装備政策課に、次の2室及び5班並びに企画調整官1人を置く。

装備情報室

技術管理室

総括班

企画班

戦略・制度班

産業班

情報発信班

2 装備情報室は、防衛省組織令第188条第3号に掲げる事務（技術管理室の所掌に属するものは除く。）をつかさどる。

3 装備情報室に、次の3班を置く。

総括班

国内情報班

国外情報班

4 装備情報室国内情報班に、次の2係を置く。

企画係

国内工業製品係

5 装備情報室国外情報班に、次の3係を置く。

国外装備品係

国外防衛技術係

企画係

6 技術管理室は、防衛省組織令第188条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、科学技術の管理に関する事務をつかさどる。

7 技術管理室に、技術管理係並びに国際技術調査官1

人及び技術管理専門官 5 人を置く。

8 総括班に、次の 3 係及び装備政策専門官 1 人を置く。

総括係

産業企画係

庶務係

9 企画班に、課長補佐 1 人及び装備政策専門官 1 人を置く。

10 戦略・制度班に、課長補佐 1 人及び装備政策専門官 1 人を置く。

11 産業班に、課長補佐 1 人及び装備政策専門官 1 人を置く。

12 情報発信班に、課長補佐 1 人及び装備政策専門官 1 人を置く。

13 企画調整官は、課長の命を受け、防衛省組織令第 188 条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第 1 号に掲げる事務を総括する。

(国際装備課)

第 1 3 条 国際装備課に、国際装備協力室及び次の 3 班を置く。

総括班

企画班

日米装備協力班

2 国際装備協力室は、防衛省組織令第 1 8 9 条に規定する事務のうち、アメリカ合衆国以外の外国との国際協力に関する連絡及び調整に関する事務をつかさどる。

3 国際装備協力室に、企画係並びに室長補佐 1 人、国際装備協力専門官 3 人、大洋州調整専門官 1 人、日印国際装備協力専門官 1 人及び日英防衛装備協力専門官 1 人を置く。

4 総括班に、総括係を置く。

5 企画班に、次の 2 係及び国際装備専門官 1 人を置く。

装備移転推進係

企画係

6 日米装備協力班に、次の 2 係及び課長補佐 1 人を置く。

日米協議係

日米装備・技術協力係

(装備制度管理官)

第14条 装備制度管理官の下に、次の3室、制度企画班及び総括係並びに取得・補給制度調査分析官1人及び制度総括官1人を置く。

補給・管理企画室

類別・標準化企画室

契約情報保全企画室

2 補給・管理企画室は、防衛省組織令第190条第2号に掲げる事務をつかさどる。

3 補給・管理企画室に、次の3係並びに室長補佐1人及び補給効率化専門官1人を置く。

類別・標準化係

制度調査研究係

企画調整係

4 類別・標準化企画室は、防衛省組織令第190条第3号に掲げる事務をつかさどる。

5 類別・標準化企画室に、次の4係及び類別・標準化企画専門官1人を置く。

管理係

標準化第1係

標準化第2係

審査係

6 契約情報保全企画室は、防衛省組織令第190条第4号に掲げる事務をつかさどる。

7 契約情報保全企画室に、企画調整係並びに室長補佐3人、保全専門官5人、情報保全事案専門官3人、特定秘密保全専門官4人及びF-35保全専門官1人を置く。

8 制度企画班に、次の2係並びに装備制度管理官補佐1人、制度専門官1人及び国際制度専門官1人を置く。

リスクマネジメント係

制度係

9 取得・補給制度調査分析官は、装備制度管理官の命を受け、防衛省組織令第190条第1号及び第2号に

掲げる事務を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく諸外国の国防組織及び内外の民間企業における取得制度の調査及び研究に関する事務に従事する。

10 制度総括官は、装備制度管理官の命を受け、防衛省組織令第190条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画し、同条第1号に掲げる事務を総括する。

第4章 プロジェクト管理部

(事業計画官)

第15条 事業計画官の下に、企画室及び次の4班並びに事業計画官補佐1人及び電波管理専門官1人を置く。

総括班

計画第1班

計画第2班

計画第3班

2 企画室は、防衛省組織令第192条第2号から第4号までに掲げる事務をつかさどる。

3 企画室に、次の2班並びに企画専門官1人及びコス

ト管理専門官 1 人を置く。

企画班

コスト管理制度班

4 企画室企画班に、室長補佐 2 人を置く。

5 企画室コスト管理制度班に、コスト管理専門官 1 人を置く。

6 総括班に、次の 3 係を置く。

計数管理係

総括係

計画係

7 計画第 1 班に、第 1 係を置く。

8 計画第 2 班に、第 2 係を置く。

9 計画第 3 班に、第 3 係を置く。

(統合装備計画官)

第 16 条 統合装備計画官の下に、統合装備計画室及び

次の 2 係並びに統合装備計画官補佐 3 人、事業計画調

整官 4 人、事業計画調整補佐官 6 人、コスト分析官 1

人、コスト管理専門官 1 人及び統合装備計画主任 1 人

を置く。

- 2 統合装備計画室は、防衛省組織令第193条第2号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 統合装備計画室に総括装備計画調整官1人及び装備計画調整官3人を置く。
- 4 総括装備計画調整官は、統合装備計画官の命を受け、防衛省組織令第193条第2号に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、同条第2号に掲げる事務を総括する。
- 5 装備計画調整官は、統合装備計画官の命を受け、防衛省組織令第193条第2号に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。
- 6 事業計画調整官は、統合装備計画官の命を受け、防衛省組織令第193条第1号に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、関係事務を調整する。

(事業監理官)

第17条 事業監理官3人は、防衛省組織令第194条

に規定する事務について、次の各号に掲げる装備品等に係るもののいずれかを分掌する。

- (1) 通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品（次号及び第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 船舶及びこれに付随する器材
- (3) 航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材

第18条 前条第1号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、通信調整班及び事業監理係並びに事業計画調整官3人、事業監理官補佐2人、事業計画調整補佐官3人、装備企画専門官1人、コスト管理専門官2人及び事業企画主任1人を置く。

2 通信調整班に、通信調整専門官1人を置く。

3 事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第194条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第 19 条 第 17 条第 2 号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、事業企画係並びに事業計画調整官 2 人、事業監理官補佐 2 人、事業監理専門官 1 人、事業計画調整補佐官 2 人、コスト管理専門官 2 人及び事業監理主任 1 人を置く。

- 2 事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第 194 条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第 20 条 第 17 条第 3 号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する事業監理官の下に、航空機安全班及び事業監理係並びに事業計画調整官 6 人、事業監理官補佐 3 人、事業計画調整補佐官 10 人、装備企画専門官 1 人、事業監理専門官 1 人、コスト管理専門官 1 人、事業監理主任 1 人、コスト分析主任 1 人及び事業企画主任 1 人を置く。

- 2 航空機安全班に、次の 2 係及び安全管理官 4 人を置く。

安全管理第 1 係

安全管理第2係

- 3 事業計画調整官は、本条に規定する事業監理官の命を受け、防衛省組織令第194条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(装備技術官)

第21条 装備技術官3人は、防衛省組織令第195条に規定する事務について、次の各号に掲げる装備品等に係るもののいずれかを分掌する。

- (1) 陸上自衛隊の使用する装備品等
- (2) 海上自衛隊の使用する装備品等
- (3) 航空自衛隊の使用する装備品等

第22条 前条第1号に掲げる装備品等に係る事務を分掌する装備技術官の下に、装備技術調整官1人及び陸上装備技術専門官7人を置く。

- 2 装備技術調整官は、本条に規定する装備技術官の命を受け、防衛省組織令第195条に掲げる事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画するとともに、総括する。

第 2 3 条 第 2 1 条第 2 号に掲げる装備品等に係る事務
を分掌する装備技術官の下に、装備技術室を置く。

2 装備技術室は、第 2 1 条第 2 号に掲げる装備品等に
係る事務を所掌する。

3 装備技術室に、次の 3 班を置く。

艦船・武器班

海上航空機班

海上技術班

4 装備技術室艦船・武器班に、海上装備技術専門官 1
人を置く。

5 装備技術室海上航空機班に、海上装備技術専門官 1
人を置く。

6 装備技術室海上技術班に、海上技術係及び主任 1 人
を置く。

第 2 4 条 第 2 1 条第 3 号に掲げる装備品等に係る事務
を分掌する装備技術官の下に、次の 2 班を置く。

航空班

システム装備班

- 2 航空機班に、航空装備技術専門官 1 人を置く。
- 3 システム装備班に、航空装備技術専門官 2 人を置く。

第 5 章 技術戦略部

(技術戦略課)

第 2 5 条 技術戦略課に、次の 2 室及び総括係並びに課長補佐 1 人を置く。

技術企画室

技術交流室

- 2 技術企画室は、防衛省組織令第 1 9 7 条第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事務（技術交流室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 3 技術企画室に、室長補佐 1 人、企画調整官 1 人、企画調整補佐官 4 人、企画調整専門官 3 人、技術企画専門官 4 人及び科学技術政策企画専門官 1 人を置く。
- 4 企画調整官は、室長の命を受け、装備品等の研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務のうち、重要な専門的事項に関する事務を総括する。
- 5 技術交流室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第197条第3号に掲げる事務のうち、科学技術の分野における国内交流に関すること。

(2) 防衛省組織令第197条第6号に掲げる事務

6 技術交流室に、次の2班並びに防衛技術調査分析官1人、交流調整官2人を置く。

総括班

交流推進班

7 総括班に、室長補佐1人及び交流企画専門官1人を置く。

8 交流推進班に、交流推進専門官2人を置く。

9 防衛技術調査分析官は、室長の命を受け、科学技術の分野における国内交流及び国際協力に関する政策の企画及び立案を支援するため、高度の専門的な知識経験に基づく調査及び研究に関する事務に従事する。

10 交流調整官は、室長の命を受け、科学技術の分野における国内交流及び国際協力に関する事務を総括する。

(技術計画官)

第 2 6 条 技術計画官の下に、次の 3 室及び 4 班を置く。

新技術実用化室

計画室

技術評価室

総括班

企画班

第 1 班

第 2 班

2 新技術実用化室は、防衛省組織令第 1 9 8 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事務のうち、新技術の実用化に関する事務をつかさどる。

3 新技術実用化室に、室長補佐 1 人及びドローン・ロボット・A I 技術専門官 1 人を置く。

4 計画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 防衛省組織令第 1 9 8 条第 2 号に掲げる事務のうち、中期的な計画に関すること。

(2) 研究開発にかかる体制の整備に関する企画に関すること。

5 計画室に次の2班を置く。

戦略計画班

業務計画班

6 戦略計画班に、戦略計画専門官1人を置く。

7 業務計画班に、計画調整官1人、計画管理専門官1人及び計画調整専門官1人を置く。

8 技術評価室は、防衛省組織令第198条第4号に掲げる事務をつかさどる。

9 技術評価室に、評価管理官9人及び外部評価調整官1人を置く。

10 総括班に、計画係を置く。

(技術振興官)

第27条 技術振興官の下に、知的資産管理運営室、安全保障技術研究推進班及び庶務係並びに技術振興官補佐1人を置く。

2 知的資産管理運営室は、防衛省組織令第199条第3号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

3 知的資産管理運営室に、次の2班及び2係並びに技

術情報企画専門官 1 人及び技術情報専門官 1 人を置く。

制式・規格班

民間転用班

技術資料管理係

知的財産化係

4 知的資産管理運営室制式・規格班に制式・規格主任
1 人を置く。

5 安全保障技術研究推進班に、技術振興管理係並びに
技術振興企画専門官 3 人を置く。

第 6 章 調達管理部

(調達企画課)

第 28 条 調達企画課に、次の 2 室及び 3 係並びに課長
補佐 1 人、契約管理官 1 人、調達計画専門官 2 人、調
達情報調査専門官 1 人、契約調整専門官 1 人、苦情処
理専門官 1 人及び連絡調整官 3 人を置く。

調達企画室

調達管理室

総括係

予算整理係

企業情報調査係

2 調達企画室は、防衛省組織令第201条第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

3 調達企画室に、次の2班を置く。

調達企画班

有償援助調達制度班

4 調達企画班に、室長補佐1人及び調達企画専門官1人を置く。

5 有償援助調達制度班に、有償援助調達制度専門官1人を置く。

6 調達管理室は、防衛省組織令第201条第4号のうち、調達に関する業務に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに調達に関する業務に関する調査研究に関する事務をつかさどる。

7 調達管理室に、調達管理係並びに室長補佐1人、調達管理専門官1人及び取得管理研究専門官2人を置く。

8 契約管理官は、課長の命を受け、防衛省組織令第201条に規定する事務のうち、重要な専門的事項に関する事務を総括する。

9 連絡調整官は、課長の命を受け、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部との間の連絡及び調整に関する事務に従事する。

(原価管理官)

第29条 原価管理官の下に、次の7係並びに原価管理官補佐2人、原価計算企画官1人、原価計算調整専門官1人及び経费率専門官8人を置く。

総括係

原価計算管理第1係

原価計算管理第2係

経费率総括係

原価監査係

資料第1係

資料第2係

2 原価計算企画官は、原価管理官の命を受け、防衛省

組織令第202条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(企業調査官)

第30条 企業調査官の下に、品質管理企画室及び企業調査係並びに企業調査官補佐1人、企業調査企画官1人、システム評価・検査官1人、企業調査補佐官4人、企業調査専門官35人及び原価監査専門官1人を置く。

2 品質管理企画室は、防衛省組織令第203条第4号及び第5号に掲げる事務（製造設備等の認定に関する事務並びに品質情報の分析及び企業における品質確保の活動に対する監督に関する事務を除く。）をつかさどる。

3 品質管理企画室に、次の3係並びに室長補佐1人、基準総括官1人、基準専門官1人及び検査管理専門官1人を置く。

品質管理企画係

補助者任命係

調達支援係

- 4 企業調査企画官は、企業調査官の命を受け、防衛省組織令第203条に規定する事務のうち、重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第7章 調達事業部

(総括装備調達官)

第31条 調達事業部に、総括装備調達官2人を置く。

- 2 総括装備調達官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項に関する事務を整理する。

(需品調達官)

第32条 需品調達官の下に、機械車両室及び次の5班並びに調達事業管理官1人、調達事業管理専門官2人及び調達管理官1人を置く。

総括班

調達第1班

調達第2班

調達第3班

調達第4班

- 2 機械車両室は、防衛省組織令第205条第2号から

第 1 2 号までに掲げる事務のうち、施設器材、原動機、
工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、
車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海
器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材並びに
これらに関する役務に関する事務をつかさどる。

3 機械車両室に、次の 3 班を置く。

調達第 1 班

調達第 2 班

調達第 3 班

4 機械車両室調達第 1 班に、調達専門官 4 人を置く。

5 機械車両室調達第 2 班に、調達専門官 5 人を置く。

6 機械車両室調達第 3 班に、調達専門官 3 人を置く。

7 総括班に、総括係を置く。

8 調達第 1 班に調達協力専門官 1 人、調達専門官 4 人
及び P F I 事業監視専門官 1 人を置く。

9 調達第 2 班に、調達専門官 6 人を置く。

1 0 調達第 3 班に、調達専門官 6 人を置く。

1 1 調達第 4 班に、調達専門官 5 人を置く。

1 2 調達事業管理官は、需品調達官の命を受け、防衛省組織令第205条第1号及び第13号に規定する事務の総括に関する事務に従事する。

1 3 調達管理官は、需品調達官の命を受け、防衛省組織令第205条に規定する事務の総括に関する事務（調達事業管理官の所掌に属するものを除く。）に従事する。

（武器調達官）

第33条 武器調達官に、弾火薬室及び次の3班を置く。

調達第1班

調達第2班

調達第3班

2 弾火薬室は、防衛省組織令第206条各号に掲げる事務のうち弾火薬類（魚雷を除く。）及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

3 弾火薬室に、次の3班を置く。

調達第1班

調達第 2 班

調達第 3 班

- 4 弾火薬室調達第 1 班に、調達専門官 2 人を置く。
- 5 弾火薬室調達第 2 班に、調達専門官 4 人を置く。
- 6 弾火薬室調達第 3 班に、調達専門官 4 人を置く。
- 7 調達第 1 班に、調達専門官 3 人を置く。
- 8 調達第 2 班に、調達専門官 6 人を置く。
- 9 調達第 3 班に、調達専門官 2 人を置く。

(電子音響調達官)

第 3 4 条 電子音響調達官に、誘導武器室及び次の 3 班並びに調達管理官 1 人を置く。

調達第 1 班

調達第 2 班

調達第 3 班

- 2 誘導武器室は、防衛省組織令第 2 0 7 条各号に規定する事務のうち誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

3 誘導武器室に、次の3班及び調達整理専門官を置く。

調達第1班

調達第2班

調達第3班

4 誘導武器室調達第1班に、調達専門官3人を置く。

5 誘導武器室調達第2班に、調達専門官5人を置く。

6 誘導武器室調達第3班に、調達専門官5人を置く。

7 調達第1班に、調達専門官1人を置く。

8 調達第2班に、調達専門官5人を置く。

9 調達第3班に、調達専門官3人を置く。

10 調達管理官は、電子音響調達官の命を受け、防衛省組織令第207条に規定する事務の総括に関する事務に従事する。

(艦船調達官)

第35条 艦船調達官の下に、次の4班並びに事業管理専門官1人を置く。

調達第1班

調達第2班

調達第 3 班

調達第 4 班

- 2 調達第 1 班に、調達専門官 6 人を置く。
- 3 調達第 2 班に、調達専門官 6 人を置く。
- 4 調達第 3 班に、調達専門官 2 人を置く。
- 5 調達第 4 班に、調達専門官 3 人を置く。

(通信電気調達官)

第 3 6 条 通信電気調達官の下に、電子計算機室及び次の 5 班を置く。

調達第 1 班

調達第 2 班

調達第 3 班

調達第 4 班

P F I 事業管理班

- 2 電子計算機室は、防衛省組織令第 2 0 9 条に掲げる事務のうち電子計算機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務その他の役務に関する事務をつかさどる。

3 電子計算機室に、次の3班並びにソフトウェア専門官1人及びソフトウェア分析専門官3人を置く。

調達第1班

調達第2班

調達第3班

4 電子計算機室調達第1班に、調達専門官4人を置く。

5 電子計算機室調達第2班に、調達専門官4人を置く。

6 電子計算機室調達第3班に、調達専門官3人を置く。

7 調達第1班に、調達専門官2人を置く。

8 調達第2班に、調達専門官3人を置く。

9 調達第3班に、調達専門官2人を置く。

10 調達第4班に、調達専門官2人を置く。

11 PFI事業管理班に、次の2係を置く。

事業調整係

事業管理係

(航空機調達官)

第37条 航空機調達官の下に、次の2室及び3班並びにPBL専門官2人を置く。

航空機部品器材室

回転翼室

調達第1班

調達第2班

調達第3班

2 航空機部品器材室は、防衛省組織令第210条に掲げる事務のうち航空機用機器等（航空機等のうち、航空機及び航空機用原動機（構成品を除く。）以外のものをいう。）及びこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

3 航空機部品器材室に、次の2班を置く。

調達第1班

調達第2班

4 航空機部品器材室調達第1班に、調達専門官3人を置く。

5 航空機部品器材室調達第2班に、調達専門官4人を置く。

6 回転翼室は、防衛省組織令第210条に掲げる事務

のうち、回転翼航空機及びこれに付随する器材並びにこれらに関する役務に関する事務をつかさどる。

7 回転翼室に、次の3班並びに事業管理専門官1人を置く。

調達第1班

調達第2班

調達第3班

8 回転翼室調達第1班に、調達専門官3人を置く。

9 回転翼室調達第2班に、調達専門官6人を置く。

10 回転翼室調達第3班に、調達専門官4人を置く。

11 調達第1班に、調達専門官3人を置く。

12 調達第2班に、調達専門官5人を置く。

13 調達第3班に、調達専門官4人を置く。

(輸入調達官)

第38条 輸入調達官の下に、有償援助調達室及び次の2係並びに輸入調達官補佐1人、調達管理官1人、輸入調達総括官1人及び輸入調達専門官14人を置く。

総括係

管理係

2 有償援助調達室は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）第1条第1項の規定に基づきアメリカ合衆国から有償で供与を受ける装備品等及び役務の調達並びに当該装備品等の輸入に伴う役務（同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるもの及び当該装備品等の輸入の役務を除く。）の調達に関する事務（原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 有償援助調達室に、次の3班及び2係並びに室長補佐1人及び有償援助調達専門官2人を置く。

有償援助第1班

有償援助第2班

有償援助第3班

管理係

輸送係

4 有償援助第1班に、次の3係を置く。

有償援助第1係

受領確認第1係

受領確認第2係

5 有償援助第2班に、次の3係を置く。

有償援助第2係

受領確認第3係

受領確認第4係

6 有償援助第3班に、有償援助検証専門官1人を置く。

7 調達管理官は、輸入調達官の命を受け、防衛省組織令第211条に規定する事務の総括に関する事務に従事する。

第8章 室長等

(室長等)

第39条 室に室長を、人材育成センターに人材育成センター長を置く。

2 室長は、その所属する各課の課長又は総務官等の命を受け、室に分掌された室務を掌理する。

3 人材育成センター長は、人事官の命を受け、人材育

成センターに分掌された事務を掌理する。

(副室長)

第40条 副室長の所掌事務については、当該室が置かれる室の装備開発官が装備官（当該装備開発官が分掌する事務を総括整理する装備官に限る。）の承認を得て定める。

2 副室長は、その所属する室の室長の命を受け、分掌された事務を掌理する。

(班及び班長)

第41条 班の所掌事務については、当該班が置かれる各課の課長又は総務官等がその所属する部の長（長官官房にあっては、審議官）の承認を得て定める。

2 班に班長を置く。

3 班長は、その所属する各課の課長、総務官等、室の室長又は人材育成センター長の命を受け、班に分掌された班務を掌理する。

(係及び係長)

第42条 係の所掌事務については、当該係が置かれる

各課の課長又は総務官等がその所属する部の長（長官官房にあっては、審議官）の承認を得て定める。

2 係に係長を置く。

3 係長は、その所属する各課の課長、総務官等、室の室長、人材育成センター長又は班の班長の命を受け、係に分掌された事務を掌理する。

（補佐等）

第43条 補佐、補佐官、情報保証調整官、研究開発システム調整官、監察監査官、コスト調査・分析官、主任研究官、コスト分析官、安全管理官、国際技術調査官、計画調整官、評価管理官、外部評価調整官、システム評価・検査官、基準総括官、輸入調達総括官、専門官及び主任（以下この条において「補佐等」という。）

の所掌事務については、当該補佐等の所属する各課の課長、装備開発官、総務官等又は室の室長がその所属する部の長、装備官又は審議官の承認を得て定める。

2 補佐等は、その所属する各課の課長、総務官等、室の室長、人材育成センター長又は班の班長の命を受け、

分掌された事務に従事する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日庁訓第3号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日庁訓第2号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成29年3月30日庁訓第7号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月25日庁訓第14号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日庁訓第2号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。